

項目	詳細	☑
施設基準の届出をおこなう	<p>初診料及び再診料（情報通信機器を用いた場合）の算定には施設基準の届出が必要です。 ※それぞれ各地方厚生（支）局のホームページからダウンロードできるため、施設の所在地に応じて確認してください。 必要な書類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別添7 基本診療料の施設基準等に係る届出書 様式1 情報通信機器を用いた診療に係る届出書添付書類 <p>オンライン診療における施設基準は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること 厚生労働省『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること 	☐
厚生労働省オンライン診療研修を受講する	<p>オンライン診療を行う医師はオンライン診療の実施にあたり研修を受講する必要があります。 オンライン診療研修実施概要</p>	☐
ネットワーク環境を準備する	<p>YaDocを利用するには、実効速度2Mbps以上(10Mbpsを推奨)のネットワーク環境が必要です。 最新の動作環境はこちらからご確認いただけます。</p>	☐
カメラ・マイクを準備する	<p>使用するカメラ・マイクをご準備ください。パソコン搭載のカメラでも問題ありません。解像度640×480以上(PC内蔵カメラを推奨)</p>	☐
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を確認する	<p>オンライン診療は、厚生労働省が発表した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿っておこなう必要があります。 オンライン診療の適切な実施に関する指針 平成30年3月（令和5年3月一部改訂）</p>	☐
オンライン診療を実施する患者像を決定する	<p>どのような患者様に対してオンライン診療を実施するかを検討します。</p> <p>現在は初診の患者とオンライン診療を行うことも可能ですが、その場合は以下を遵守する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する。 初診については原則「かかりつけ医」が行う。「かかりつけの医師」でない場合には、原則として診療前相談を実施する。 <p>詳細につきましては、下記のリンクからご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」12ページの(2)適用対象の項目 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A オンライン診療による継続診療可能な疾患／病態 1.2版 2022年4月11日 	☐
オンライン診療に関する診療報酬について確認する	<p>オンライン診療に関する診療報酬について確認します。 詳しくは、厚生労働省の診療報酬関連情報をご確認ください。</p>	☐

項目	詳細	☑
同意取得の方法を決定する	<p>オンライン診療を実施する上での患者向けの注意点など検討し、お伝えする方法を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 患者が応答しない、システムトラブル等で通話できなかった場合はどう対応するか • 事前に患者に準備しておいてほしいこと 等 <p>医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する必要があります。 詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」11ページ(1) 医師-患者関係/患者合意の項目をご確認ください。</p> <p>明示的とは、患者がオンライン診療を希望する旨を書面（電子データを含む。）において署名等（カルテへの記載等を含む。）をしてもらうことを指します。 詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ & A 2ページのQ 3をご確認ください。</p>	☐
本人確認の方法を決定する	<p>基本的に、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認する必要があります。</p> <p>詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」17ページ(4) 本人確認の項目をご確認ください。</p>	☐
患者連携方法を決定する	<p>患者がYaDocでオンライン診療を受けるには、患者自身のYaDocアプリと医療機関YaDocを連携させる必要があります。</p> <p>患者との連携方法は、3種類ございます。貴院に合った方法を選択してください。</p> <p>患者との連携方法：カンタン登録シート、医療機関名で検索、申請受付用QRコード</p> <p>詳細は導入ガイドの9ページをご確認ください。</p>	☐
オンライン診療の実施時間を決定する	<p>オンライン診療専用の実施時間を設けるのか、または通常の外来診療の中に組み込むのかを決定します。</p>	☐
予約の作成方法を決定する	<p>医療機関側で予約を作成する方法と、患者アプリから患者が予約する方法があります。</p> <p>詳細は導入ガイドの10ページをご確認ください。</p>	☐
支払い方法を決定する	<p>YaDocでは5種類の支払い方法を設定することができます。どの支払い方法を利用するか検討してください。</p> <p>利用可能な方法：クレジットカード決済（Stripeアカウントの作成が必要）、リンク決済、銀行振込、代金引換、対面時窓口</p> <p>詳細は導入ガイドの12ページをご確認ください。</p>	☐
システム利用料を決定する	<p>情報通信機器を用いた診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できます。徴収する場合は医療機関側で任意の金額を設定します。</p> <p>保険診療の理解のために【医科】（令和6年度）23ページの(4)情報通信機器を用いた診療における留意点(キ)をご確認ください。</p>	☐

項目	詳細	☑
処方箋（お薬）の運用を決定する	<p>オンライン診療後のお薬・処方箋の手順について、フローを決定します。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者に処方せんを郵送する ・患者の受け取り希望薬局へ処方せんをFAXする（原本は後日医療機関から薬局に郵送） ・貴院から薬を配送する 	☐
オンライン診療に関する担当者を決定する	<p>予約管理や支払い操作に関する担当などを必要に応じて決定します。</p>	☐
患者への案内方法を決定する	<p>弊社では、患者様へのご案内チラシ、来院時にお渡りするパンフレット等をご準備しています。資料は弊社ホームページ上のURLからダウンロードしてご利用いただけます。</p>	☐
ホームページにオンライン診療の案内を掲載する	<p>必要に応じて、貴院のホームページにオンライン診療に関する案内を掲載します。</p> <p>Stripeアカウントを作成する場合は、ホームページへの掲載は基本的に必須となります。詳細は「Stripeアカウントの作成について」のP3をご確認ください。</p>	☐
ホームページに特定商取引法について記載する	<p>Stripeアカウントを作成する場合は、ホームページへの掲載は基本的に必須となります。詳細は「Stripeアカウントの作成について」の4ページをご確認ください。</p>	☐
YaDocの各種設定をおこなう	<p>YaDocの各種設定を貴院の運用に合わせて行います。具体的には、予約枠や決済方法などを設定します。</p>	☐
Stripeアカウントを作成する	<p>クレジットカード決済を利用する場合は、YaDoc上からStripeアカウントを作成します。作成方法の詳細は「Stripeアカウントの作成について」をご確認ください。</p>	☐
院内でデモを実施する	<p>予約→診察→決済→処方箋対応までの一連の流れを確認しておきます。</p>	☐